

中央区成年後見制度利用促進審議会傍聴人規則（案）

（傍聴券の交付）

第1条 中央区成年後見制度利用促進審議会の議事を傍聴しようとする者は、申出書に自己の氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴人の入場）

第2条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入りで傍聴券を事務局職員に提示し、事務局職員の指示する席に着かなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められた者
- 三 異様な服装をしている者
- 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められた者

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。ただし、委員長は会場の規模等の特段の理由がある場合は、当該規模に応じて定員を設定することができる。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、如何なる事由があっても議場に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴席にある者は、次の事項をしてはならない。

- 一 写真、映画等を撮影し、又は議事を録音すること
- 二 帽子の類を着けること
- 三 容儀を乱し、又は談話すること
- 四 飲酒し、又は喫煙すること
- 五 言論に対して批評を加え、又は可否を表すること
- 六 騒ぎ立てる等議事を妨害すること
- 七 委員長の許可なく指定された傍聴席を移動すること

八 その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること
(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反したときはこれを制止するとともに、その命令に従わないときは傍聴禁止を宣告し、これを退場させることができる。

附則

この規則は、令和3年9月6日から施行する。